

安来市議会政治倫理に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、安来市議会議員（以下「議員」という。）が遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）について定めるとともに、市民の議員に対する信頼を確保して議員活動を行い、もって公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守して活動するものとする。

- 2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、品位を保持するものとする。
- 3 議員は、法令、条例等を遵守し、公正な職務の執行を妨げると認められる要求に応じないものとする。
- 4 議員は、他の議員又は市民からの求めの有無にかかわらず、自らの政治活動及び行動について説明責任を有する。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、市長その他の執行機関及びその補助機関である職員並びに市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人その他の団体及び指定管理者の役職員に対し、議員の権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事の請負等のあっせん
- (2) 公共施設を使用する際の関与
- (3) 採用、異動、昇任その他の人事への関与
- (4) 許認可及び補助金その他の給付の決定への関与
- (5) 前各号に掲げるもののほか公正な職務の執行を妨げる行為

- 2 議員は、その地位を利用していかなる金品も受領してはならない。
- 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、若しくは圧力をかけ、又はセクシャル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。）その他人権を侵害するおそれのある行為をしては

ならない。

- 4 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

(就業等の報告義務)

第4条 議員は、議決に係る役職に就任し、又は退任したときは、速やかに議長に報告しなければならない。

(調査請求権)

第5条 議員は、他の議員が政治倫理基準に抵触する行為があると思料するときは、議長に対し調査の請求(以下「調査請求」という。)をすることができる。

- 2 議員は、市民から政治倫理基準に抵触する行為があると認められる議員がいる旨の通報を受けたときは、調査請求をすることができる。
- 3 調査請求は、市民に対する議員活動の信頼を確保するために行うものであり、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって利用してはならない。

(調査請求の手続)

第6条 調査請求を行う議員(以下「請求議員」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「調査請求書」という。)を議長に提出しなければならない。

(1) 請求議員の氏名(複数で調査請求をする場合は、全員の氏名)

(2) 調査請求の対象となる議員(以下「対象議員」という。)の氏名

(3) 対象議員の政治倫理基準に抵触していると思料される行為

- 2 議長は、調査請求書に形式上の不備があると認める場合は、請求議員に対し、期間を定めてその補正を求めることができる。

- 3 議長は、調査請求書の提出があったときは、調査を行うものとする。

(政治倫理調査会)

第7条 議長は、調査請求書の提出があったときは、調査請求に係る調査を行うため、調査請求事案ごとに政治倫理調査会(以下「調査会」という。)を置く。

- 2 調査会は、委員5人以内で組織する。

- 3 委員は、議長が議員のうちから指名する。ただし、当該調査請求に係

る請求議員及び対象議員は、委員になることができない。

- 4 調査会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 5 調査会は、調査のため必要があると認める場合は、対象議員及び調査請求に係る関係人に対し、会議への出席を求め、事情聴取を行うことができる。
- 6 調査会は、対象議員から申出があった場合は、当該対象議員に口頭又は文書により意見を述べる機会を与えなければならない。
- 7 調査会は、調査を終えたときは、その結果を議長に報告しなければならない。

(政治倫理審議会)

第8条 議長は、議員の政治倫理に関する調査及び研究を行うため、政治倫理審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

- 2 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、議長が議員のうちから指名する。
- 4 審議会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 5 審議会は、その調査及び研究の結果を適宜議長に建議するものとする。

(秘密の保持)

第9条 調査会及び審議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長による措置)

第10条 議長は、調査会から第7条第7項の規定に基づく報告を受けたときは、必要な措置を講ずるものとし、請求議員及び対象議員に対し、その内容を文書で通知する。

- 2 議長は、審議会から第8条第5項の規定に基づく建議を受けたときは、必要な措置を講ずるものとし、その内容を必要に応じて市議会ホームページ又は市議会広報誌において公表する。

(議会による措置)

第11条 議会は、調査会及び審議会の報告を尊重するものとする。

- 2 議会は、調査会の調査の結果、対象議員が政治倫理基準に抵触すると

認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 この訓令に関し、必要な事項は、議会運営委員会に諮って議長が定める。

附 則

この訓令は、平成24年9月21日から施行する。